

危険負担表

種類	内容	負担者	
		県	指定管理者
物価変動	人件費、物品費等物価変動に伴う経費の増		○
金利変動	金利の変動に伴う経費の増		○
周辺地域・住民 及び施設利用者 への対応	地域との協調		○
	施設管理、運営業務内容に対する住民及び施設利用者からの反対、 訴訟、要望への対応		○
	上記以外	○	
法令の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす法令変更	○	
	指定管理者に影響を及ぼす法令変更		○
税制度の変更	施設管理、運営に影響を及ぼす税制変更	○	
	一般的な税制変更		○
政治、行政的 理由による 事業変更	政治、行政的理由から、施設管理、運営業務の継続に支障が生じた 場合、又は業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後 の維持管理運営経費における当該事業による増加経費負担	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その 他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰すことのできない自然 的又は人為的な現象）に伴う、施設、設備の修復による経費の増加 及び事業履行不能	○	
書類の誤り	仕様書等県が責任を持つ書類の誤りによるもの	○	
	事業計画書等指定管理者が提案した内容の誤りによるもの		○
資金調達	経費の支払い遅延（県→指定管理者）によって生じた事由	○	
	経費の支払い遅延（指定管理者→業者）によって生じた事由		○
施設・設備・ 備品の損傷	経年劣化によるもの（極めて小規模なもの（1件当たりの修繕費が、 概ね10万円未満（消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、 税法上の資本的支出に該当しない範囲に限る）		○
	〃（上記以外）	○	
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （極めて小規模なもの（1件当たりの修繕費が、概ね10万円未満 （消費税及び地方消費税を含む）のもの。但し、税法上の資本的 支出に該当しない範囲に限る）		○
	〃（上記以外）	○	
資料等の損傷	管理者として注意義務を怠ったことによるもの		○
	第三者の行為から生じたもので相手方が特定できないもの （極めて小規模なもの（1件当たり10万円未満（消費税及び地方 消費税を含む）のもの）		○
	〃（上記以外）	○	
第三者への賠償	管理者としての注意義務を怠ったことにより損害を与えた場合		○
	上記以外の理由により損害を与えた場合	○	
セキュリティ	警備不備により情報漏洩、犯罪発生		○
事業終了時の 費用	指定管理業務の期間が終了した場合又は期間途中における業務を 廃止した場合における事業者の撤収費用		○